

平成 29 年 3 月 9 日

排出量取引ガイドラインの主な改正事項について

排出量取引ガイドラインにおいて、平成 27 年度末に実施した条例及び規則改正の内容を反映させるほか、次のとおり所要の改正を行う。

(1) 指定管理口座の開設について

条例の改正により、指定管理口座の開設の申請に係る手続を廃止し、指定地球温暖化対策事業所の指定の際に、知事が当該指定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座を開設する手続に改めたことに伴い、これまでの指定管理口座開設申請手続について規定を削除し、知事による口座の開設から開設した旨の事業者への通知に至る流れについて、新たに規定する。

(2) 知事による超過削減量の発行及び振替可能削減量等の義務充当について

規則の改正により、超過削減量の発行及び振替可能削減量等の義務充当について、これまで事業者からの申請に基づき行っていた手続を、知事による超過削減量の発行及び義務充当を原則とするよう改めたことに伴い、規定を改める。

(3) 排出量取引の運用に関する専門家委員会について規定